

OTC パラメータ取扱要領

(目的)

第1条 この OTC パラメータ取扱要領（以下「本要領」という。）は、当初証拠金の算出に関する規則（以下「規則」という。）第2条第3号の規定に基づき、OTC パラメータに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本要領において使用する用語は、店頭商品デリバティブ取引等清算業務に関する業務方法書及び諸規則において使用される用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「価格変動率」とは、当日の清算値段と前営業日の清算値段の差を前営業日の清算値段で除して得られた数値をいう。
- (2) 「カバー期間」とは、価格変動率を基準日から起算して 240 個以上取得可能な営業日までをいう。ただし、当社が必要と認めた場合は、この限りではないものとする。
- (3) 「OTC カバー・プライス・レンジ」とは、カバー期間における価格変動率の絶対値のうち、99.5%をカバーできる価格変動率の最小値に基準日におけるティア内の最大の清算値段を乗じた数値をいい、呼値の単位に満たない端数があるときは、呼値の単位に切り上げるものとする。
- (4) 「OTC 商品内スプレッド・リスク」とは、営業日毎に算出した価格変動率のうちティア毎における最大の価格変動率と最小の価格変動率の差の絶対値をいう。
- (5) 「OTC カバー・商品内スプレッド・リスク・レンジ」とは、カバー期間における日々の OTC 商品内スプレッド・リスクのうち、99.5%をカバーできる OTC 商品内スプレッド・リスクの最小値に基準日におけるティア内の最大の清算値段を乗じた数値をいい、呼値の単位に満たない端数があるときは、呼値の単位に切り上げたものとする。

(OTC パラメータの設定)

第3条 当社は、規則第2条第3号に定める OTC パラメータを設定するに当たり、次の各号に定める数値等を用いるものとする。

(1) OTC プライス・スキャンレンジ

OTC プライス・スキャンレンジは、ティア毎にカバー期間における OTC カバー・プライス・レンジに各商品の清算単位の倍率を乗じて得た額を 5,000 円の整数倍となるよう切り上げた額とする。

(2) OTC 商品内スプレッド割増額

OTC 商品内スプレッド割増額は、次に掲げる条件を満たしたものとする。
イ OTC 商品内スプレッド割増額は、ティアの組合せ毎にカバー期間における OTC カ

バー・商品内スプレッド・リスク・レンジに各商品の清算単位の倍率を乗じて得た数値を 5,000 円の整数倍となるよう切り上げた額とする。

ロ 商品のティアの組合せは、ティア 2 : ティア 2 をティア 1 : ティア 2 より優先して算出するものとする。

ハ 全ての商品に係る OTC 商品内スプレッド比率は、1 : 1 とする。

(3) OTC 商品間スプレッド割引額

OTC 商品間スプレッド割引額は、次に掲げる条件を満たしたものとする。

イ OTC 商品間スプレッド割引額の対象となる異なるティアの組合せは、正の相関関係を一定水準満たしているものであって、当社が認めた組合せに限るものとする。

ロ イに定める組合せにおける優先順位は、相関関係の強い組合せを優先するものとする。

ハ OTC 商品間スプレッド割引額は、OTC プライス・スキャンレンジに一定の割合を乗じて得た額を 5,000 円の整数倍となるよう切り上げた額とする。

ニ 全ての商品に係る OTC 商品間スプレッド比率は、1 : 1 とする。

2 前項の規定にかかわらず、当社が必要があると認めるときは、当社が適当と認める OTC パラメータを用いることができる。

(本要領の改廃)

第 4 条 本要領の改廃は、代表取締役社長の決裁をもって行うものとする。

附 則

本要領は、平成26年5月16日から実施する。